

サービスプロセス	作業工程	要する	同付製品	備考	特殊装置	同付製品	備考	床ずれ防止用具	備考	体位変換器	備考	手すり	備考	スロープ	備考	歩行器	備考	
情報提供	福祉用具サービス提供の依頼の受付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	介護保険制度の説明	○	●軽度利用者に対しては貸与の制限があること、例外での対応に該当するようであれば手続きを説明する	○	●軽度利用者に対しては貸与の制限があること、例外での対応に該当するようであれば手続きを説明する	○	●軽度利用者に対しては貸与の制限があること、例外での対応に該当するようであれば手続きを説明する	○	●軽度利用者に対しては貸与の制限があること、例外での対応に該当するようであれば手続きを説明する	○	●軽度利用者に対しては貸与の制限があること、例外での対応に該当するようであれば手続きを説明する	○	○	○	○	○	○	○
	事業所が提供するサービス内容の説明	○	○軽度者か中重度者か	○	○軽度者か中重度者か	○	○軽度者か中重度者か	○	○軽度者か中重度者か	○	○軽度者か中重度者か	○	○	○	○	○	○	○
	ケアマネジメントの状況の聞き取り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	居宅介護支援事業所の紹介	○	○要支援か要介護か	○	○要支援か要介護か	○	○要支援か要介護か	○	○要支援か要介護か	○	○要支援か要介護か	○	○	○	○	○	○	○
相談	利用者の状態像の聞き取り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者が受けている介護の状況の聞き取り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉用具へのニーズの聞き取り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護支援専門員・利用者から提供された情報の整理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アセスメント・必要性判断	訪問日の日程調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	訪問時に持参する福祉用具サンプルの手配	○	●在庫がない場合	○	●在庫がない場合	○	●在庫がない場合	○	●在庫がない場合	○	●在庫がない場合	○	○	○	○	○	○	○
	利用者のADL状況・問題点の把握	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者の居宅環境・問題点の把握	○	○動線の確認が必要となる。	○	○設置場所の確認が必要となる。	○	○設置場所の確認が必要となる。	○	○設置場所の確認が必要となる。	○	○設置場所の確認が必要となる。	○	○設置場所の確認が必要となる。	○	○設置場所の確認が必要となる。	○	○動線の確認が必要となる。	○

【福祉用具貸与/販売サービスで実施している作業内容:用具別】 ○=あり ×=なし 具体的な手間の変動要素(手間を要する/要しない場合の条件)

サービスプロセス	作業工程	取ります	同梱商品	備考	特殊機台	同梱商品	備考	圧ずれ防止用具	備考	体位変換器	備考	手すり	備考	スロープ	備考	歩行器	備考		
搬入・設置	搬入日の日程調整	●電動車椅子やモジュール車椅子の場合、専門相談員以外(CM、PT等)の立会いを求められる事多く、日程調整が複雑化。	●利用者(単独で移乗動作が困難)の移乗動作を伴う用具を導入する場合に、福祉用具専門相談員は移乗介助ができない為、介助者の手配も含めて日程調整の必要があり	●ベッド設置後、利用者(単独で移乗動作が困難)をベッドに移乗させる際、福祉用具専門相談員だけでは移乗介助ができない為、介助者の手配、配達(家族在宅日、ヘルパー利用日)の必要があり	●利用者(単独で移乗動作が困難)の移乗動作を伴う用具を導入する場合に、福祉用具専門相談員だけでは移乗介助ができない為、介助者の手配も含めて日程調整の必要があり	●利用者(単独で移乗動作が困難)をベッドに移乗させる際、福祉用具専門相談員だけでは移乗介助ができない為、介助者の手配、配達(家族在宅日、ヘルパー利用日)の必要があり	●屋外で試用する商品の可能性があるので、天候によって試乗できないケースが想定される。気象条件により、日程の再調整の必要があり	●屋外で試用する商品の可能性があるので、天候によって試乗できないケースが想定される。気象条件により、日程の再調整の必要があり											
	出荷前点検(物品過不足・外見のチェック)	●タイヤの空気圧、ブレーキなど確認箇所が多い ●種類により変動(モジュールタイプ標準タイヤ、電動車いす等)		●ベッドは部品の構成数が多く、種類によっても大きな差がある。 ●商品構成が多数であり、組み立て部品(ネジ等)が多く、その確認に時間を要する。															●歩行器にはカゴを取り付ける商品多数。カゴの形状が非常に似ている為、確認作業を実施。 ●タイヤの空気圧、ブレーキなど確認等により時間を要する。
	輸送車両への積み込み	●電動車椅子の場合、重量がある為、積み込みには2名体制で作業をするか、スロープを活用しての積み込みになる為		●部品の構成数が多く、積込が複雑。また、木製パーツ等、破損しやすい部品も含まれる為、慎重な積込作業が必要 ●商品の安定も悪く輸送中の荷崩れ、破損がないような積み込みが必要であり、時間を要する。					●エアマットのポンプは精密機械であり、積み込みにあたっては、毛布やベッドパッド等による養生が必要										●商品によっては2m以上の大きさの物がある。商品によって、積み込み車種が限定される為
	輸送ルート計画の検討			●一人での作業が難しい場合															
	輸送	●電動カートは荷台のスペースの多くを要し、商品によっては複数の商品積込が困難であり、単独での輸送が困難な場合がある。 ●配送車両への積込や降し作業にスロープ等を必要な場合																	
	駐車場の確保																		
	搬入ルートの確保(養生等)	●電動カートなど室外での使用の場合、搬入ルートの確保が容易 ●電動車いすの屋内使用の場合、重量が困難要素に		●構成部品に大きな物が多く、搬入ルートに障害物等があった場合に、ルート確保が必要。 ●金属製の部品多く、鋭利な箇所も多数。搬入過程で家財に接触した場合に破損が発生するリスク高く、養生等必要。															●商品によっては2m以上の大きさの物がある。搬入ルートに障害物等があった場合に、搬入ルートの確保が必要
	設置場所の確保(室内の家具の移動等)	●電動車椅子の場合、保管場所の確保が必要。積込に伴い、家財を移動させる必要が発生 ●実生活での動線確保の為、家具等の移動が必要な場合		●ベッドは設置スペースを多く必要とする為、家財等の移動作業が必要。家財の大小当に伴い、作業の手間が変動。 ●一般ベッド等を使用していた場合、それを撤去する場合					●特殊機台、及びベッド上で使用するため、設置場所の確保が必要がほとんど無い										●設置予定場所に家具等が設置されて居る場合
福祉用具の組み立て・設置			●構成部品数が多く、大きいものや重いものがあるため ●一人での作業が難しい商品																●設置位置の確認による手間が発生する。また、種類によっては、設置後の組み立てや高さ調整が必要になり手間が変動。

【福祉用具貸与/販売サービスで実施している作業内容:用具別】

○=あり ×=なし

具体的な手間の変動要素(手間を要する/要しない場合の条件)

サービスプロセス	作業工程	歩行補助つえ	備考	徘徊感知器	備考	移動用リフト	備考	移動用リフトのつり具	備考	履帯便座	備考	特種原器	備考	入浴補助用具	備考	簡易浴槽	備考	
搬入・設置	搬入日の日程調整			●事業所によっては他の方法で実施	○	●移動用リフト導入においては、確実に介護者への取り扱い説明が必要となる。利用者家族以外の介護者(ヘルパー等)への説明が求められる。	○	●移動用リフト導入においては、確実に介護者への取り扱い説明が必要となる。利用者家族以外の介護者(ヘルパー等)への説明が求められる。	○	●特定福祉用具の場合、保険者によって購入方法が異なる。特に給付券方式の場合、利用者宅に給付券が送付されているか否かの確認が必要であり、そこからの日程調整となる。	○	●特定福祉用具の場合、保険者によって購入方法が異なる。特に給付券方式の場合、利用者宅に給付券が送付されているか否かの確認が必要であり、そこからの日程調整となる。	○	●特定福祉用具の場合、保険者によって購入方法が異なる。特に給付券方式の場合、利用者宅に給付券が送付されているか否かの確認が必要であり、そこからの日程調整となる。	○	●特定福祉用具の場合、保険者によって購入方法が異なる。特に給付券方式の場合、利用者宅に給付券が送付されているか否かの確認が必要であり、そこからの日程調整となる。	○	
	出荷前点検(物品過不足・外見のチェック)	●点検箇所が変形、先ゴムの消耗変化		●事業所によっては他の方法で実施	○	●移動用リフトは、部品の構成数が多く、確認作業が複雑化。ネジ等の細かい部品も多く、他の福祉用具と比較しても、作業の手間が変動。	○	●特定福祉用具は販売の対象である為、メーカーから入荷したそのままを出荷する為、点検等の作業は無い。	○	●特定福祉用具は販売の対象である為、メーカーから入荷したそのままを出荷する為、点検等の作業は無い。	○	●特定福祉用具は販売の対象である為、メーカーから入荷したそのままを出荷する為、点検等の作業は無い。	○	●特定福祉用具は販売の対象である為、メーカーから入荷したそのままを出荷する為、点検等の作業は無い。	○	●特定福祉用具は販売の対象である為、メーカーから入荷したそのままを出荷する為、点検等の作業は無い。	○	
	輸送車両への積み込み			●徘徊感知器は精密機械である為、積み込みにあたって、毛布やベッドパット等による養生作業が必要	○	●組み立て式のものが多く、重量があり安定が悪い為、輸送中に崩れしないような積み込みが必要	○		○		○		○		○		○	
	輸送ルート計画の検討				○		○		○		○		○		○		○	○
	輸送					○	●一人での作業が難しい商品の場合	○		○		○		○		○		○
	駐車場の確保																	
	搬入ルートの確保(養生等)	×				○	●構成部品に大きな物が多く、搬入ルートに障害物等があった場合に、ルート確保が必要。 ●金属製の部品多く、鋭利な箇所も多数。搬入過程で家財に接触した場合に破損が発生するリスク高く、養生等必要。	○		○		○		○		○		○
	設置場所の確保(室内の家具の移動等)		●動線確保の為、家具等の移動が必要な場合			○	●リフトは設置スペースを広く必要とするため、家財の移動が必要となる。また、周りに接触する物が無いかの確認が必要。	○		○	●設置スペースと動線を確保するため	○		○		○		○
	福祉用具の組み立て・設置					○	●設置位置の確認の手間を要する。また、機種によって組み立ての手間が変動。	○		○		○		○	●機種によって組み立ての手間を要する	○		○

【福祉用具貸与/販売サービスで実施している作業内容:用具別】 ○=あり ×=なし 具体的な手間の変動要素(手間を要する/要しない場合の条件)

サービスプロセス	作業工程	車いす	同付用品	備考	特殊寝台	同付用品	備考	床ずれ防止用具	備考	体位変換器	備考	平すり	備考	スロープ	備考	歩行器	備考			
サービスプロセス (続き)	搬入・設置	●電動車椅子導入時は、利用者の行動範囲や、住宅周辺の環境により、より細かな取り扱い説明を実施する必要があるため、作業の手間が変動。		付属品については、事業所によっては他の方法で実施	●介護者が操作する事が多いと想定されるケースでは、操作する可能性のある介護者に取り扱い説明をする必要がある。ヘルパーに交付することも有る。			●エアマットの取り扱いには非常に複雑である為、取り扱い説明を繰り返す必要がある。 ●また、利用者、家族以外の介護者にも説明を行う必要も出てくる									●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施		
	福祉用具の適合調整作業	●モジュール型などは特に調整可能な部分の確認、及び再調整が必要	●車いすクッションなどは利用者の身体状況、使用状況において変化するため、確認後さらに変更となる可能性あり ●ポジションクッション等調整が必要な商品で、ご利用者の身体状況に合わせ、調整を実施する場合		●特殊寝台を利用した事起こる。日常生活活動の変化に伴い、設置位置の変更が発生する事が手間の大きな変動要素である。		●事業所によっては他の方法で実施	●利用者の小さな身体状況の変化に対しても、用具の変更(マットレスの硬さ等)が必要となる為、それに伴う変更商品の提案など ●補償の問題であり、その場での判断には限界がある為、長期的な確認が必要であり時間を要する。		●実際の使用状況を確認した上で、利用者の身体状況、介助者の負担を考慮にいたった取り扱い方法の提案などが手間がかかる		●身体状況に応じた高さ調整、実際に使用した上での動線の確認。 ●利用者のみならず同居人への配慮・上記に伴う設置位置の変更などにより手間		●設置状況の確認、介助者の取り扱い、スロープの利用状況に応じて提案など。 ●利用者、介助者、双方の身体状況によって商品が変更する		●利用者の身体状況の変化に応じて高さの調整が必要。持ち手や、足の向きを誤って使用してはいないかの確認。実際の使用場所、動線の確認及び提案などが手間の変動要素である。		●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施	
	利用者・介護者への使い方の指導	●使用者が複数である場合変動あり。(家族・ヘルパー・ショートステイ・デイサービス職員への使い方の指導) ●使用想定場所に危険が潜んでいる場合等、走行操作確認等、より時間を要する。	●使用者が複数である場合変動あり。(家族・ヘルパー・ショートステイ・デイサービス職員への使い方の指導)	付属品については、事業所によっては他の方法で実施	●利用者が複数居る場合に、使用方法の理解が困難である場合(家族・ヘルパー等、介護に携わる人達への使い方の指導) ●動作確認が必要な操作手順が複数あるため(起立、移乗、運送等)、確認作業により時間を要する。		●使用者が複数である場合変動あり。(家族・ヘルパー・ショートステイ・デイサービス職員への使い方の指導)	付属品については、事業所によっては他の方法で実施	●使用者が複数である場合変動あり。(ヘルパー・家族への使い方の指導)		●使用者が複数である場合変動あり。(ヘルパー・家族への使い方の指導)		●利用者へ使用方法の理解が困難である場合変動あり。(家族・ヘルパー等、介護に携わる人達への使い方の指導) ●用具の使用方法だけでなく、起居動作、移動動作等の説明も必要であり、より時間を要する。		●使用者が複数である場合変動あり。(家族・ヘルパー・ショートステイ・デイサービス職員への使い方の指導) ●車椅子と一対として使用となり、実際に正しい確認が必要となり、より時間を要する。		●利用者へ使用方法の理解が困難である場合変動あり。(家族・ヘルパー等、介護に携わる人達への使い方の指導) ●立位、歩行姿勢の確認等、また動線安全確認が必要であり、より時間を要する。		●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施
	保守・事故防止対策の説明	●電動車いすの場合、通常の説明内容に加えて保険に関する説明も必要となり、作業手間が変動。		付属品については、事業所によっては他の方法で実施	●動作に電気を利用する為、充電時の対応等について説明が必要			付属品については、事業所によっては他の方法で実施	●エアマットについては動作に電気を利用する為、充電時の対応等について説明が必要。 ●エアマットの破損やポンプの故障が床ずれに与える影響が大きい為、空気漏れやポンプの異常に対する注意喚起が必要									●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施	
	不具合があった場合の連絡先等確認	●使用場所が多岐に渡る場合が多く、使用者が、家族、ヘルパー、デイサービス、病院等、異なる場合に、各使用者との申し合わせが必要。	●使用場所が多岐に渡る場合が多く、使用者が、家族、ヘルパー、デイサービス、病院等、異なる場合に、各使用者との申し合わせが必要。		●使用場所が多岐に渡る場合が多く、使用者が、家族、ヘルパー、訪問看護、病院等、異なる場合に、各使用者との申し合わせが必要。			付属品については、事業所によっては他の方法で実施	●使用者が、家族、ヘルパー、訪問看護等、複数の名の場合に、各使用者との申し合わせが必要。		●使用者が、家族、ヘルパー、訪問看護等、複数の名の場合に、各使用者との申し合わせが必要。							●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施	
サービスプロセス ワンストップ・フォロー	納品後の使用状況確認	訪問による使用状況聞き取り		●事業所によっては、他の方法で実施			●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施		●事業所によっては、他の方法で実施							●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施		
	訪問日の日程調整	●屋外で使用する用具の場合、雨天時に日程変更を要する。	●屋外で使用する用具の場合、雨天時に日程変更を要する。											●屋外で使用する用具の場合、雨天時に日程変更を要する。		●屋外で使用する用具の場合、雨天時に日程変更を要する。		●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施	
	正しく利用できているかどうかの確認	●調整する箇所が多い	●調整する箇所が多い用具の場合				●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施		●事業所によっては、他の方法で実施							●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施		
	利用者・介護者への使い方の指導	●注意しなければならない箇所が多い	●注意しなければならない箇所が多い				●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施		●事業所によっては、他の方法で実施								●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施	
	福祉用具の動作確認・再調整		●ポジションクッション等の取付位置を調整する作業				●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施		●事業所によっては、他の方法で実施								●事業所によっては、他の方法で実施	●事業所によっては、他の方法で実施	

